



目 次	ページ
規 則	
◎高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	1
訓 令	
◎高知県建設工事監督規程の一部を改正する訓令	1
告 示	
○自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	2
○自動車税及び自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 ( " )	2
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令 (畜産振興課)	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	3
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	3
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	3
○漁船損害等補償法による同意を求めるとの事前届出 ( " )	3
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課)	3
○道路の供用開始 (道 路 課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	4
○開発許可の特例に係る開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課)	4
----- 規 則 -----	

高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月22日  
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第8号

高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項に次のただし書を加える。

ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

第7条第6項中「売りさばき人は」を「売りさばき人は、第4項ただし書の規定に基づき売りさばき所以以外の場所で証紙を売りさばくときを除き」に改める。

附 則

この規則は、平成23年3月25日から施行する。

-----  
訓 令  
-----

高知県訓令第2号

本 庁  
各出先機関

高知県建設工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県建設工事監督規程の一部を改正する訓令

高知県建設工事監督規程（昭和42年1月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「について」を「に関し」に改める。

第2条第1項中「第3条第1項」を「次条第1項」に、「同条第2号」を「同規則第3条第2号」に、「第50条」を「第50条第1項」に改め、同条第2項中「前項の」を削る。

第3条第3項第1号中「は、前条」を「（以下「所属長」という。）は、前条第1項」に改める。

第6条第1号中「契約書、」を「契約書、設計図書（」に改め、「仕様書（」を削り、「）、技術管理要綱等」を「以下同じ。）、別に定める工事監督技術基準等」に、「巡視等をし」を「巡視及び請負者からの履行報告等により」に改め、同条第2号中「完全な」を「十分な」に改め、「指導、指示等」を削る。

第7条第2項第1号中「、仕様書」を削り、同項第3号中「必要と」を「必要であると」に改める。

第10条中「、事項等」を「その他必要な事項」に改める。

第11条中「監督職員」を「専任監督員、主任監督員及び工事監督職員（以下「工事監督職員等」という。）」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 別に定める工事監督技術基準

(3) 工事日誌

第11条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第12条第2項中「前条の」を「前条各号に掲げる」に改める。

第13条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「資料とするとともに、総括監督員にその内容を報告しなければ」を「資料としなければ」に改める。

第14条中「第11条の」を「第11条各号に掲げる」に、「指導しなければ」を「適切な措置をとらなければ」に改める。

第15条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改める。

第16条中「請負者の施工する測量、丁張、床掘、基礎、型枠、諸工作物等の各段階において、」を「設計図書等に基づき、適切な時期に」に改め、同条ただし書中「確認できる」を「確認することができる」に改める。

第17条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「設計書、仕様書等」を「設計図書」に、「認めたときは」を「認めたときは、速やかに総括監督員の指示を受け」に、「完全な」を「設計図書を満たす十分な」に改め、同条ただし書中「総括監督員」を「所属長」に改める。

第18条第1項中「必要と」を「必要であると」に改め、同条第2項中「明視できない」を「明視することができない」に改め、同項ただし書中「確認できる」を「確認することができる」に改める。

第19条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「及び前条に規定する立会い、検査及び」を「又は前条の規定による立会い、検査又は」に、「が確認できない」を「確認することができない」に、「得た上で」を「得た上で、総括監督員の指示を受け」に改め、同条ただし書中「総括監督員の指示」を「所属長の承認」に改める。

第21条の見出し中「不一致」を「不一致等」に改め、同条中「工事監督職員は、次に掲げる」を「工事監督職員等は、次の各号に掲げるいずれかの」に、「受けたときは、」を「受けたときは、速やかに」に、「適切な措置を行わなければ」を「適切に措置しなければ」に改め、同条第1号中「設計書」を「設計図書」に、「状態が」を「状態とが」に改め、同条第2号中「設計書又は仕様書」を「設計図書」に改め、同条第3号中「明視できない」を「明視することができない」に改め、同条第4号中「設計書及び仕様書」を「設計図書」に改める。

第22条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「受けなければ」を「受け、適切に措置しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第23条第1項中「監督職員」を「工事監督職員等」に改め、同条第2項中「監督職員」を「工事監督職員等」に、「あったときは、」を「あったときは、速やかに」に改める。

第24条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改め、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、不相当であると認めるときは、速やか

に必要な指導を行い、総括監督員に報告し、その指示を受け、適切に措置しなければならない。ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第25条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第26条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「提出しなければ」を「報告し、その指示を受け、適切に措置しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第27条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「報告しなければ」を「報告し、その指示を受け、適切に措置しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第28条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改める。

第29条第1項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改め、「その他」を削り、「受けなければ」を「受け、適切に措置しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第29条第2項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「報告しなければ」を「報告し、その指示を受け、適切に措置しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、重要なものについては、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

第31条中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改める。

第32条第1項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「設計書及び仕様書」を「設計図書等」に改め、同条第2項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に、「調査」を「規定による照合」に、「不完全と認めたときは」を「不十分であると認めたときは、総括監督員の指示を受け」に、「その他必要な措置」を「手直し等（以下「修補等」という。）」に改め、同項ただし書中「総括監督員の指示」を「所属長の承認」に改め、同条第3項中「総括監督員の指示」を「所属長の承認」に改める。

第33条中「受けたときは」を「受けたときは、あらかじめ所属長の承認を受け」に改め、「修補、改造、手直し等（以下この条において「手直し等」という。）」を「修補等の必要性」に、「手直し等工事」を「修補等」に、「契約書及びこの規程の規定に基づき」を「適切に」に改める。

第34条第1項中「工事監督職員」を「工事監督職員等」に改め、同条第2項中「引取り」を「、引取り」に改める。

第36条中「当初の契約金額が250万円を超えない」を削る。

**附 則**  
この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第150号**  
高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成23年3月22日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番地3  
社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市長浜3106番地3  
社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所
- 3 指定期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

**高知県告示第151号**  
高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。

平成23年3月22日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称  
高知市大津乙1879番地5  
社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 3 指定期間  
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

**高知県告示第152号**  
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月22日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施の目的  
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 2 実施の内容

(1) 発生の予防				
疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ブルセラ病	県内 一円	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛</li> <li>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛</li> <li>3 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛</li> <li>4 その他知事が検査を必要と認める牛</li> </ol>	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）別表第1に規定する検査の方法
ヨーネ病		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査を必要と認める牛</li> <li>2 その他知事が検査を必要と認める牛</li> </ol>		〃
結核病		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査を必要と認める牛</li> </ol>		〃

伝達性海綿状脳症	2 その他知事が検査を必要と認める牛月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体	〃
馬伝染性貧血 腐蝕病	知事が検査を必要と認める馬知事が検査を必要と認めるみつばち	通常行う方法
その他の監視伝染病	知事が検査を必要と認める家畜	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、しか、めん羊及び山羊	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法
チュウザン病		牛、水牛、めん羊及び山羊		〃
アイノウイルス感染症		牛、水牛及び山羊		〃
イバラキ病		牛及び水牛		〃
牛流行熱		〃		〃
高病原性鳥インフルエンザ		鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥		〃

高知県告示第153号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所

高岡郡構原町下折渡75の2、89の2、90（次の図に示す部分に限る。）

- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第154号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

池ノ浦加入区

高知県告示第155号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年3月高知県告示第187号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年3月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

池ノ浦加入区

高知県告示第156号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項

- 発起人の住所及び氏名

安芸市

三 宮 順 三

〃

三 宮 健 康

〃

本 田 淳

- 加入区の名称

伊尾木川北加入区

- 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

- 指定漁船調書の縦覧

- 縦覧期間

平成23年3月22日から同年4月5日まで

- 縦覧場所

高知県漁業協同組合穴内支所事務所

高知県告示第157号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

土佐郡土佐町南境

- 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	土佐郡土佐町境字馬場	19-1
2	〃 〃 〃 字陳ノ上	69
3	〃 〃 〃 〃	84
4	〃 〃 〃 字ショホラジ	1118
5	〃 〃 〃 字大上	150
6	〃 〃 〃 字静岡	167
7	〃 〃 〃 〃	158-3
8	〃 〃 〃 〃	157-1
9	〃 〃 〃 字大上	153-イ

- 区域

標柱1から9までを順次に直線で結んだ線及び標柱9と1を2級町道田井森線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町小川字カドヤ 1236番3地先から 安芸郡安田町小川字カドヤ 1236番8まで	260	平成23年3月22日

-----  
公 告  
-----

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年3月10日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年3月10日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年3月10日	特定非営利活動法人脳外傷友の会高知青い空	片岡 治貞	高知市神田462番地7	この法人は、脳外傷等で高次脳機能障害を持つ者及びその家族に対して、高次脳機能障害についての正しい知識の普及、及び当事者の社会参加を促進するための事業等を行うとともに、社会への理解を広めるための活動を行うことにより、高次脳機能障害者が安

心して生活できる社会環境作りに寄与し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、同法第34条の2第1項の規定により開発許可を受けたとみなされる者が行った開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

開発協議番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けたとみなされる者の住所及び氏名
平成22年11月29日 22高都計第460号	南国市岡豊町八幡字落矢411番1ほか	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県知事 尾崎 正直

-----  
そ の 他  
-----

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月22日

高知県住宅供給公社理事長 浜口 収

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置

鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町

鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町

中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

- (1) 公営住宅法第47条第3項各号に掲げる業務（同項第4号、第6号及び第7号に掲げる業務を除く。）
- (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで